

資料 2

認知症と共に生きるまち（認知症パッケージ事業）の推進

認知症になっても誰もが住み慣れたまち（自宅）で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に対する偏見の解消や早期に医療機関につながる市民の意識変化を目指し、従来までの取組を拡充して「認知症パッケージ事業」として一体的に実施（令和6年7月に開始予定）

1 会話ができる楽しみを支援 ～発症予防～

(1) 聴力補助用具の購入補助

購入金額の2/3を補助（上限44,000円） 100名

(2) 高齢者相談室（地域包括支援センター）と高齢者支援課にコミュニケーション（対話支援システム）をレンタルし、訪問先、通いの場、窓口での聴こえを支援する。

2 認知症スクリーニング検診の開始 ～早期発見～

(1) 調剤薬局でスクリーニング検査を実施

(2) 認知症予防教室等の通いの場で簡易スクリーニング検査等を実施

認知症が疑われた場合は、かかりつけ医療機関及び認知症専門医療機関につなぎ、確定診断を行う。

3 包括的支援推進員の配置 ～生活支援・重症化予防～（令和6年4月配置予定）

高齢者相談室（地域包括支援センター）8箇所に包括的支援推進員を専任配置し、認知症の疑いがある人や認知症と診断された人に対し、医療機関や介護事業所等の関係機関と連携し、賠償保険を始めとする各種サービスを紹介し、必要な生活支援サービスの提供と重症化予防に取り組む。

4 認知症の人の介護者を支援 ～介護者支援～

認知症の人を支えるご家族に、認知症対応力向上（コミュニケーション技術）に向けた支援を開始。

5 認知症事故救済制度の開始 ～補償～

認知症は、誰でもなり得る疾病であるため、認知症の人が加害者となった事故の責任を、本人や介護者だけに負わせるのではなく、認知症と共に生きるまち「呉市」が、認知症事故賠償保険に加入し、呉市民全体をサポートする。

(1) 団体総合生活保障保険（個人賠償責任保険）

対象者：事前登録した認知症等の人（※）

内 容：対象者が損害賠償責任を伴う事故を起こした場合、最高3億円を補償

(2) 交通事故傷害補償

対象者：事前登録した認知症等の人（※）

内 容：対象者が交通事故に遭い、死亡又は後遺障害を負った場合に補償

(3) 補償制度費用保険

対象者：全市民

内 容：事前登録した認知症等の人が起こした事故によって、市民が被害を被った場合に被害者救済給付金（見舞金）、最高3千万円を補償

※ 認知症スクリーニング検診で認知症の診断を受けた人や介護認定者で認知機能が低下した人等

6 事業概要図

(案) 認知症と共に生きるまち（認知症パッケージ事業）の推進（令和6年度～）

